

仕様書「小倉山山頂松植生地松枯防止剤樹幹注入業務」

京都市都市計画局風致保全課

(担当：水無瀬、浅倉 075-222-3476)

1 業務名

小倉山山頂松植生地松枯防止剤樹幹注入業務

2 業務の目的

小倉山山頂で回復中のアカマツ林について、松くい虫による松枯れを防止するため、松枯防止薬剤の樹幹注入を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年2月10日まで

4 履行場所

右京区嵯峨亀山町 地内

5 履行範囲

別紙「箇所図」及び「詳細図等」参照

6 業務内容

- ・業務範囲内（詳細図参照）の健全な対象アカマツ（黒マーク）に対し、樹幹注入を行う。
- ・使用薬剤はグリーンガードエイト 220m l（同等品以上）を、松の樹径に合わせ、薬剤の取扱い説明書に従い、110 本使用すること。
- ・薬剤の使用に当たっては、使用上の注意を守り、安全に作業を行い、注入が完了した後、容器を撤去し、注入孔には癒合剤塗布等の処理を行うこと。
- ・注入した松には注入日等を記入したラベルを付け、各松への使用薬剤本数が判る一覧表を提出すること。
- ・その他、農薬取締法を厳守すること。

7 支払条件

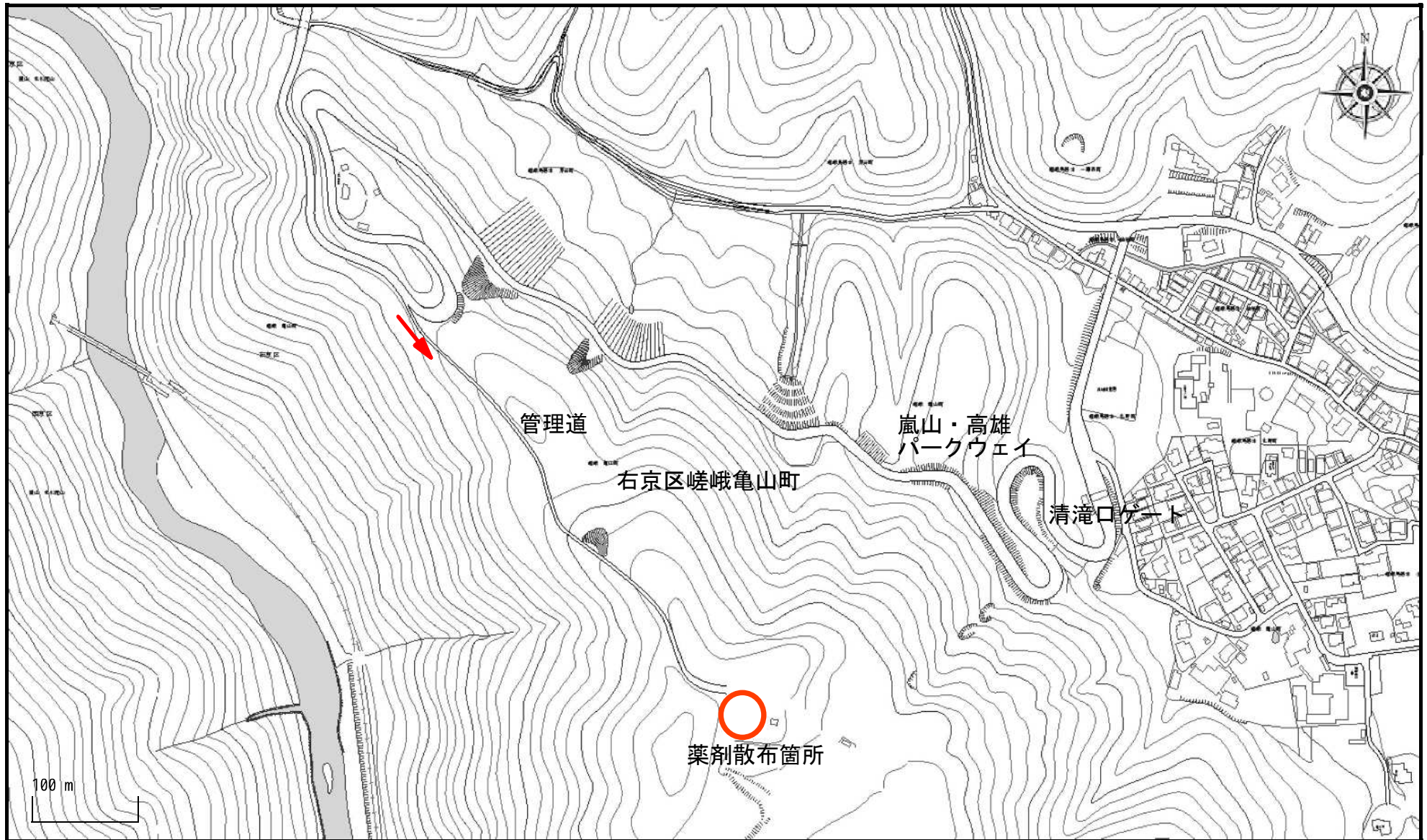
- ・受注者は業務完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び、薬剤の使用状況の写真、伝票の写しを提出すること。
- ・完了届が提出され、適切に業務が履行されたことが確認されたのち、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

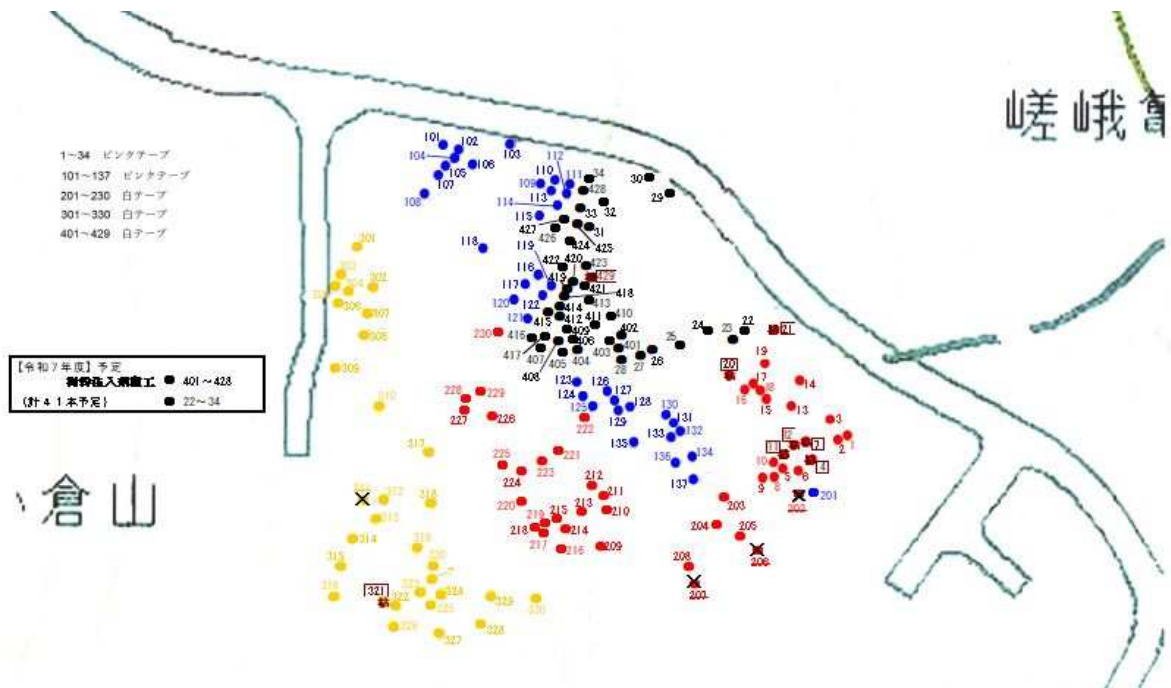
- ・本業務に必要な材料費（薬剤）、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- ・作業により発生した廃棄物（薬剤容器含む）等は受注者の責任で適切に運搬・処分すること。
- ・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・作業は降雨日に行わず、作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。尚、やむを得ず他の時間に作業を実施する場合は発注者と協議を行い、承認を受けるものとする。
- ・作業地までは、嵐山・高雄パークウェイ（有料道路）を通行するため、本市が発行する「車両通行証」（車両1台につき1枚必要とする。）をもって通行するものとするので、あらかじめ通行車両台数及び作業工程表を作成し、担当職員へ提出し、「車両通行証」を受領し、通行する際は必ず、料金ゲートで提示すること。ただし、「車両通行証」を忘れた場合は、通常料金を支払い通行するものとし、紛失した場合には、すみやかに監督職員へ報告を行うこと。
なお、作業完了後は、すみやかに「車両通行証」を担当職員へ返却すること。
- ・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- ・作業実施者にかかる安全管理（獣害対策含む）については、受注者の責任において行うこと。

松枯防止剤樹幹注入業務箇所図



松植生地松枯防止剤注入詳細箇所図



樹幹注入対象マツ: 黒色マーク

松植生地写真

